

インボイス制度に関するお知らせ

平素よりアウトレットプラザをご利用頂き、誠にありがとうございます。
2023年10月1日よりインボイス制度が導入されるにあたり、弊社の対応についてご案内申し上げます。

弊社は適格請求書発行事業者として登録しており、登録番号は次の通りです。

適格請求書発行事業者名：株式会社アウトレットプラザ

適格請求書発行事業者登録番号：T2010001080559

■商品の買取に関して

(1)適格請求書発行事業者登録の予定がないお客様

今まで通りの買取りが可能です。その場合、買取依頼書に「適格請求書発行事業者ではない」旨のチェック項目が新たに追加されますので、そちらの方に必ずチェックを入れて頂きますようお願い申し上げます。チェックがされていない場合は、買取りできない可能性があります。

(2)適格請求書発行事業者登録番号を取得予定又は申請中のお客様

該当のお客様は事前に連絡ください。登録番号の通知を受けるまでは、(1)と同様の対応で買取りが可能です。が、通知を受けた後は、改めてインボイスを交付し直すか、買取依頼書や請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する登録番号を書類やメールでお知らせして頂きますようお願い申し上げます。

(3)適格請求書発行事業者登録がお済みのお客様

今まで通りの買取りが可能です。が、インボイス制度に対応した請求書等(請求書、納品書、買取依頼書など)をご用意頂く必要があります。そのため、これまでご利用いただきました「買取依頼書」はご利用頂けなくなります。インボイス制度に対応した請求書等ではない場合、買取りできない可能性がありますのでご注意ください。

適格請求書等には次の①～⑥の項目の記載が必須です。

- ① 発行者の氏名・名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率対象品目である場合は、その旨を記載)
- ④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
- ⑤ ④に対応する消費税額等
- ⑥ 受領者の氏名・名称

※インボイス制度については、以下の国税庁のサイトにてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>